



丹篠総第52号
令和3年5月7日

丹波篠山市監査委員 畑 利 清 様
丹波篠山市監査委員 河 南 克 典 様

丹波篠山市長 酒 井 隆 明



定期監査結果報告に係る措置の状況について（報告）

地方自治法第199条第9項の規定による監査結果に対して講じた措置を、
同条第14項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 措置を講じた部局
企画総務部
- 2 監査の種別
定期監査（地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項、並びに丹波篠山市監査基準第4条第2項による監査）
- 3 監査の期間
令和2年9月1日～令和3年1月29日
- 4 措置の内容
別紙のとおり

監査結果に対する改善措置通知票

監査結果報告日	令和3年1月29日 監査結果報告
対象監査	令和2年度 定期監査
対象部署等	各課共通事務
対象事項	文書事務について
指摘等内容	決裁文書において決裁年月日等が記載されていないものが多数見受けられたので、文書取扱規程に基づいた適正な事務処理を行うこと。
改善措置通知日	令和3年5月7日 改善措置通知
改善措置内容	自治体職員としての意識を高め、実務に即した能力を身につけさせるため、若手職員を対象に、文書事務、会計事務等に関する実務研修（2月11日開催）を実施し、市職員に必要な文書事務及び会計事務に関する能力の開発と動機付けを行った。
改善措置公表日	3 5 - 7

【留意事項】

- ・担当課は太枠欄のみ記入してください。
- ・改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
- ・改善措置内容は改善結果（又は改善計画）の時期及び方法等を具体的に記入してください。
- ・改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
- ・本通知表は地方自治法第199条第12項の規定により公表します。